

生涯学習評価システムと資格 ー 学習成果の評価システムと資格 ー

蛭 田 道 春
(大正大学)

本稿は、生涯学習を推進している地方自治体の学習成果の評価システムの実態を把握しながら、そのシステムがどのように資格取得や、資格のための学習、資格の活用などに関係しているかを考察するものである。

いままでの研究をみると、資格の歴史、学習の評価システムについてはなされてきたが、資格と学習成果システムとのかかわりは、まだ未開拓の分野である。資格制度の動向や調査などは、かなりその研究成果が報告されている。⁽¹⁾そこで、今回は、その生涯学習成果の評価システムの事例をあげるとともに、そこにおける資格制度をいかにして活用していくか、またその在り方を考察するものである。

1. 資格の範囲と要素

資格とは、「広辞苑」によると「身分や地位、また、そのために必要とされる条件」となっている。また、「大辞林」では「あることをする場合の、その人が置かれている立場や地位、一定のを行うために必要とされる条件や能力」とのべている。さらに、「学研国語大辞典」では、「(ある組織の中での) 地位・身分、ある身分・地位・任務などについて、ある一定の行動をしたりするのに必要な条件」と示している。これらのことから資格とは、身分、地位、能力を意味する言葉であるといえる。そこで、その意味を具体的にさぐるために、資格の定義を綿密に論じている辻功の報告を、そのままの言葉で次に紹介してみる。⁽²⁾

- ・資格制度とは、特定の要件を有するものについてだけ、特定の身分・地位について、ある特定の行為をなすことを公権力が認める制度である。
- ・伝統的な資格は準資格という形で取り扱う。
- ・公開の競争と相当多数のものが同時に取得可能なもの
- ・知識・技術に関しての身分・地位

124 特集 生涯学習と資格

- ・資格取得に間接に結びつく要件「基礎資格」と呼ぶならば、学歴がそれにあたる。それ故、学歴は資格の重要かつ直接要件である。
- ・法的に承認された職業上の身分・地位または要件である。しかし、アマチュア無線技士、自動車運転、自家用飛行機操縦士等は必ずしも職業と結びつかないが、これらも資格にいれる。
- ・免許状も資格である。
- ・技能検定は特定の技術に関して、ある一定以上の能力をもっていることを公証するだけのものである。資格概念の有する就業制限についてふれているので資格ではない。

このように辻功の定義の仕方は多様な資格の意味を知るうえで役に立つ。だが、ここでは、技能検定を含めて上記の限定を肯定してかんがえてみたい。また、地方自治体の機関・施設が認めている知識・技術に関しての身分・地位についてもいれてみたい。

この様に、辻功も述べている如く多様であるが、本稿では、国家資格、民間資格までも視野に入れとりあげてみたい。そこで、これらの資格を考察するにはどの要素が、ポイントになるかをあげればつぎのとおりになるであろう。⁽³⁾

だれが	資格付与機関
何を	資格の内容
どのような方法で	資格取得の方法
誰に	資格取得者
どこで	資格取得の機関・施設・団体
どのようなねらいで	資格取得の目的、資格付与の目的
有効であったか	資格の効用性、有利性
活用しているか	資格の活用の仕方、社会的貢献性

2. 資格の動向

自由国民社の国家試験資格試験全書（昭和50，平成6）から資格の種類をみると、下記の表のように、社会福祉，民間資格，団体の国家試験，検定試験などで増加している。

昭和50		平成 6	
一般公務員に関する国家試験	35		31

司法・警察・消防に関する国家試験	24		28
防衛庁、自衛隊に関する国家試験	18		24
航空・船舶・通信に関する国家試験	54		32
経営・労務に関する国家試験	14		13
鉱工業・化学・技術に関する国家試験	71	工鉱業・化学・技術の国家試験	85
技能士に関する国家試験	91	技能士の国家試験	149
土木・建築・農畜産・水産に関する 国家試験	22	建築・土木・不動産・農畜産の国家試 験	36
医療・保健・衛生に関する国家試験	37	} 医療・衛生・社会福祉の国家試験	52
社会福祉・厚生に関する国家試験	4		
プロスポーツに関する国家試験	6	スポーツの国家試験	12
各種検定・資格試験	33	各種検定	41
		語学検定	31
国・地方公共団体職員関係の資格と 国家試験	32		32
協会・団体が実施する検定試験	56	協会・団体の検定試験	107
主要な各種民間資格	86	主要民間資格	156
趣味・スポーツの資格と段位	77	趣味・スポーツの資格・段位	97

この資格の種類増加のうちで昭和50年以降の新しい国家資格と民間資格の資格例を次にあげてみよう。

国家資格

昭和58	建築整備士	建築士法	建設省
	インテリアコーディネーター		通商産業省告示
	浄化槽設備士	浄化槽法	厚生省・建設省
昭和60	浄化槽技術管理者	浄化槽法	厚生省
	浄化槽管理士	〃	〃
	浄化槽清掃技術者	〃	〃
	浄化槽検査員	〃	〃
昭和62	社会福祉士	社会福祉法及び介護福祉法	厚生省
	介護福祉士	〃	〃
	インテリアコーディネーター		建設省告示

126 特集 生涯学習と資格

昭和63	義肢装具士	義肢装具士法（改正平成元年）	
	こころとからだの健康づくり指導者	労働安全衛生法	労働省 （中央労働災害防止協会）
	健康測定（産業医）研修		
	ヘルスケア・トレーナー養成研修		
	ヘルスケア・リーダー養成研修		
	心理相談員養成研修		
	産業栄養指導者養成研修		
	産業保健指導者養成研修		
	健康運動指導士		厚生省
平成元	健康運動実践指導者		厚生省
平成3	救急救命士	救急救命士法	厚生省
平成5	保健士	保健婦助産婦看護婦法	厚生省

民間資格（国から認定をうけた法人＜団体＞の講習，試験で認定されるものも含む）

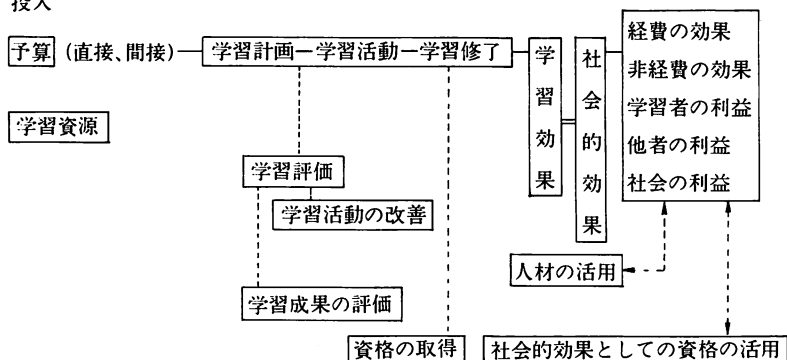
昭和50	キャンプ指導者資格検定	日本キャンプ協会
平成元	地域スポーツ指導者	文部省認定
	競技力向上指導者	文部省認定
	スポーツプログラマー	文部省認定
平成2	商業スポーツ施設における指導者	文部省認定
平成3	余暇生活開発士 ⁽⁴⁾	日本レクリエーション協会
	余暇生活相談員	日本レクリエーション協会
平成4	健康生きがいづくりアドバイザー	健康・生きがい開発財団（厚生省認可団体）
平成5	レクリエーションインストラクター	日本レクリエーション協会
	レクリエーションコーディネーター	日本レクリエーション協会
	一太郎検定	一太郎検定協定

このように，資格の増加のなかでも生活環境，健康，余暇，スポーツなど生涯学習に関するものが，ここ数年間に出てきている。このことは，人々の学習ニーズの多様化，高度化の傾向に照応していると推察する。つまり，いかに資格が，人々の生活に必要としているかが伺える。

3. 資格を活用した学習成果の評価システムのタイプ

(1) 学習成果の評価システムのタイプ

投入



学習成果の評価システムを図でしめすと上のようになる⁽⁵⁾。予算や学習資源が投入され、それをもとに計画がたてられて学習活動がすすめられる。学習が修了すると、その学習効果が社会に還元されること（社会的効果）が期待される。そして、その効果とは、学習者個人の利益や他者の利益、社会の利益になっているかである。その利益の程度は、投入された経費の如何に関係するので、産出された経費の効果が測定されることになる。学習成果や社会効果としての利益をあげるために、社会のだけれどもが認知する手段が選択される。それらは、人材の活用であったり、社会的に認定された資格の取得や活用であったりする。

この資格と関わる学習成果の評価システムには、1. 民間の認定機関・団体による資格認定 2. 国や地方公共団体による民間の機関・団体の資格認定等の認定 3. 国や地方公共団体の資格認定 4. 国や地方公共団体による単位認定のみ 5. 国や地方公共団体による資格認定等の申請の世話とか多様な支援等のタイプが考えられる。

(2) 資格を活用した学習成果評価システムの実際のタイプ

前述のことから、いくつかの実際事例を紹介する。

ア、財団法人、社団法人等の団体が、積み重ね方式で指導者を養成して団体自身が資格を認定するケースである。

例えば、財団法人健康・生きがい開発財団では、「健康生きがいづくりアドバイザー」の養成と、その資格認定・登録をおこなっている⁽⁶⁾。健康生きがい

づくりアドバイザーは、企業、地域の機関・団体・施設等で中高年齢者の健康・生きがいづくりを支援する人材である。アドバイザーの養成については、第一次養成研修会（基礎知識 約20時間）－第二次養成研修会（専門知識 約30時間 第一次審査）－第三次養成研修会（専門知識 約30時間 第二次審査）の積み重ね方式である。研修修了の認定については、レポート、ペーパーテスト、面接などによって審査をしている。認定をうけた人には認定証を交付している。また、認定をうけた人は、財団に登録され、関係者への公表、そして活動の機会をうけている。アドバイザーは企業、団体、行政機関等で広い分野で活躍している。

同様に、財団法人社会通信教育協会では、「生涯学習インストラクター」1級、2級の養成と、その資格認定・登録を行っている⁽⁷⁾。両インストラクターとも同協会指定の通信教育講座を修了した者で、同協会の資格認定審査基準に基づき、資格認定審査委員会が審査した合格者であることである。合格者には、資格認定証書が交付されるとともに同協会の人材バンクに登録される。協会は、登録名簿を作成して、教育委員会をふくめた関係機関・団体に配布している。

社会体育指導者の知識・技能審査事業も同じタイプである。社会体育指導者の資格基準については、保健体育審議会から「社会体育指導者資格付与制度について」（答申 昭和61.12）、「スポーツプログラマーの養成について」

（建議 昭62.12）がだされ、それらをうけて文部省告示、局長通知によって制度の整備・充実を図っている。資格にかんする事業の認定は、文部大臣が保健体育審議会の意見を聞いて認定している。その実施主体は、財団法人または社団法人で資格に関する事業を実施するのにふさわしいと判断されるものとなっている。対象事業は地域スポーツ指導者（初級、中級、上級）、競技力向上指導者（初級、中級、上級）、商業スポーツ施設における指導者（初級、中級、上級）、スポーツプログラマー（一種、二種）である⁽⁸⁾。それぞれの資格取得の要件は、民法法人の実施する講習と試験をうけて、一定水準以上の成績があるものとなっている。初級、中級、上級、一種、二種の基礎資格と講習時間は、次の区分になっている。

1. 各種目ごとの指導者

種 別	区分	初 級	中 級	上 級
地域スポーツ指導者	基礎資格	・満20歳以上	・初級取得後概ね3年	・中級取得後概ね5年
	講習時間	・共通科目, 専門科目で80時間	・共通科目, 専門科目で80時間	・共通科目, 専門科目で80時間
競技力向上指導者	基礎資格	・満20歳以上	・初級取得後概ね3年	・中級取得後概ね5年
	講習時間	・共通科目, 専門科目で500時間	・共通科目, 専門科目で250時間	・共通科目, 専門科目で250時間
商業スポーツ施設における指導者	基礎資格	・満20歳以上	・初級取得後概ね3年	・中級取得後概ね5年
	講習時間	・共通科目, 専門科目で1,000時間	・共通科目, 専門科目で500時間	・共通科目, 専門科目で500時間

2. 各種目に横断的な指導者

種 別	区分	1 種	2 種
スポーツプログラマー	基礎資格	・満20歳以上	・満20歳以上
	講習時間	・共通科目, 専門科目で160時間	・共通科目, 専門科目で650時間

文部省体育局生涯スポーツ課「生涯スポーツ振興会議資料」

イ. 第三セクターが中心となって養成講座を実施して資格を授与するタイプがある。

例えば、荒川区福祉公社では、東京都、荒川区の共同によるホームヘルパー養成講習3級課程を実施している⁽⁹⁾。受講できる者は区内在住、区内福祉施設に勤労する18歳以上の者で性別、学歴は問われないとなっている。受講者の決定は、定員を越えた場合に抽選している。

ウ。行政が直接的に関与して修了証等をだしているタイプがある。社会教育では、社会教育を活性化する方法として考えられている。

県民カレッジの場合をあげてみる⁽¹⁰⁾。主催者、実施機関は、教育委員会・他機関・団体・大学等との連携ですすめている場合が多い。学習成果の評価は、単位（時間数による取得単位数）制に基づいている。その単位の認定基準は出席率の場合が多い。学習内容には、教養コース（一般コース）、専門コースがある等、多様な内容を設定している。石川県民大学校では、教養講座（215講座）、専門講座（文化探求、国際理解、行動科学、産業・情報、能力開発、放送利用等のコース 98講座）等がある。修了者の活用は、生涯学習ボランティアバンクに登録して、地域の生涯学習指導者としての活躍が期待されている様である。

エ。資格取得のニーズに対応するために、資格取得のための学習支援をしているケースである。この場合、個人の学習成果の結果として、資格国家試験に合格するかどうかになる。前述の学習成果システムからかんがえると、個人の学習効果が個人利益につながることになる。この場合、いかに社会的利益につなげるかが重要であろう。川崎市生涯学習事業団では、消費生活アドバイザー、行政書士、宅建取引主任者、日商簿記2、3級、TOEIC（初級、中級）、社会保険労務士の資格取得支援セミナーを開設している。受講料、教材費は実費を徴収している⁽¹¹⁾。

オ。資格基礎単位取得者を活用する場合である。例えば、社会教育主事、図書館司書、学芸員の単位取得者を採用・活用することがなされている。また、地方自治体では社会教育主事講習、図書館司書講習に地方自治体の職員を派遣させて資格をとらせている例がある。

カ。既存の資格保持者の人材活用をしているケースがある。地域の資格保持者を人材登録してボランティアや講師・指導者として活用している人材派遣事業である。

以上の資格を活用した学習成果の評価システムを考えれば、行政による単位認定型（学習修了認定型）、民間資格活用型、国家資格基礎取得者活用型、国家資格取得支援型、既資格所持者活用型等が考えられた。行政による学習認定型は、そこに地方自治体独自の資格を認定してもよいだろうし、また、その学習成果を他

の資格認定に結びつけることがあってもよい。民間資格活用型は、今後、その活用が増加していくと推測される。この民間資格の保持者やそれを活用する行政相互のネットワークがあれば、ますます学習者を支援する指導者に活用する制度化が可能になる。国家資格基礎資格者活用型については、地域や学校で指導者として採用・活用（ボランティアなど）するシステムが求められる。資格取得学習支援型に関しては、市民の学習ニーズの高度化によって益々必要になってくるであろう。既資格所持型については、人材登録をいかに学習指導者として活用するかにかかっているし、また活用するにあたっての活躍の場の開発が重要である。

このように、多様な資格取得者が増加することによって人材活用や資格取得を支援する行政の立場から考えて、相互の資格情報ネットワーク、指導者ネットワークが必要である。

4. 資格制度を活用した学習成果の評価システムの課題と展望

(1)制度的システムのポイント

資格活用の生涯学習評価システムには、年数主義（期間、時間）、課程主義（知識・技術の習得度）、段階性（学習の段階）、系統性（学習のつながり、進路など）等が考えられる。資格取得の認定であれば、どのぐらいの時間・期間にするか、どのぐらいの学習内容が必要か、どの程度の水準にするか、学習内容の関係性等を考慮しなければならない。そこで、資格の認定として、これらの要素をどのように組み合わせるかが重要になる。前述の事例から、年数主義としての出席率、課程主義としてのテストや実技試験、あるいは面接で評価する場合が多いようである。そこで、年数主義（出席主義）をとれば、知識・技術の水準や理解度がどの程度であるか客観的にわからない。課程主義（試験主義）をとれば、学校が行っている試験制度と変わらなくなって市民の学歴化を助長することになる。資格制度を活用する場合に、どちらかをいかにして併用していくかである。行政では、直接に資格取得試験を実施することが出来ないであろうから、民間団体が行っている資格認定を活用することが重要になる。また、関係行政機関・施設が様々な資格取得の支援をしているから、相互の連携・協力も必要である。段階性については、何をもって区切るかのポイントがある。初・中・上級とか教養・専門コース等の積み重ね方式が多いが、多様な形式が考えられる。例えば、教養→専門（概説）→専門（専門分野）とか、教養分野→教養分野→教養分野……など自己のニーズに基づき選択する方式等がある。系統性については、ある学習を修了してから次の段階にどのように組み合わせるかの問題がある。つまり、学習内容の継続

132 特集 生涯学習と資格

性と断続性をいかに考慮するかである。

(2)学習成果としての事前、事後の評価

学習者の学習が、知識・技術がどの程度深まったかを把握したり、確認するために、学習前、学習後にわけて、各々の学習テーマについて学習者に聞くことによって学習成果の水準を把握する必要がある。また、学習評価領域を知識、能力、態度にわけて、この領域における学習者の学習の深まりを把握するタイプもある。次にそれらの例を示してみる。

〈例1〉

〈学習前〉

学習テーマ	学習内容・項目	診断尺度
働く女たち	育児休業法について	4 3 2 1
	労働災害について	4 3 2 1
	パートタイマーと税金	4 3 2 1
		4 3 2 1

尺度 4 よく理解している
3 やや理解している
2 あまり理解していない
1 ほとんど理解していない

〈学習後〉

学習テーマ	学習内容・項目	診断尺度
働く女たち	育児休業法について	4 3 2 1
	労働災害について	4 3 2 1
	パートタイマーと税金	4 3 2 1
		4 3 2 1

尺度 4 よく理解できた
3 だいたい理解できた
2 あまり理解できなかった
1 ほとんど理解できなかった

(例2)

評価領域

- A (知識) 知る 理解する
 B (能力) 身につける みわけられる
 C (態度) 生活や生き方に生かそうとしている

(評価項目)

(尺度)

A	……を理解したか	とてもよくわかった	だいたいわかった	あまりよくわからなかった	ほとんどわからなかった
B	……身についたか	よく身についた	だいたい身についた	あまり身につかなかった	ほとんど身につかなかった
	……みわけられるか	よくできる	だいたいできる	あまりできない	ほとんどできない
C	……活用したい	かなり活用	少しは活用	あまり活用しない	ほとんど活用しない
	……改善したい	かなり改善	少しは改善	あまり改善しない	ほとんど改善しない
	……話し合いたい	よく話し合いたい	時々話し合いたい	あまりその予定はない	ほとんどその予定はない

(3)これから必要と考えられる学習成果の評価システム

資格を活用した学習成果の評価システムには、資格を取得するための学習機会提供システム、学習情報や学習相談システム、指導者の研修システム、活動の場開発システム、各々のネットワークシステムがあげられる。学習機会提供システムとして、ユニット・クラスター制度をあげたい。例えば、民間団体のだしている資格にかんして、科目によっては共通の科目があるので、それらをうまく連携・協力させることによって効果的な学習と、一層の資格取得の仕方が可能である。つまりいくつかの科目群と単位の組み合わせで構成される。この考え方には、いくつかの資格取得に関する内容を設定して、それらの学習内容を組み合わせる方法で、テナントコントロール方式と呼んで良いであろう。学習機会提供、指導者の養成、学習情報・学習相談等のすべてのシステムがこの方式に集約されることになる。

資格の学習情報提供については、収集－整理－保管－提供のシステムが、構築されていることである。公的機関・施設、民間の機関や施設によって多様な資格情報誌、コンピューター情報等がだされている。これらの情報の収集・整理・保管・提供システムが一部にはできているが、まだ、相互のネットワークシステムが出来ていない場合が多い。そのために、資格情報のデータベース化、民間を含めた機関・施設のネットワークシステムが構築されていることである。また、資格に関する学習プログラムの資格情報も重要である。学習相談については、資格

134 特集 生涯学習と資格

取得の仕方、学習の仕方、学習の悩み等のための教育サービスである。

次に上記のサブシステムとして、学習者が学習成果を生かす活躍の場の開発が重要である。そのために活躍の場の整理システムとして地域団体・関係機関・施設の情報交流・地域交流が必要である。そして、その交流によって人材活用を必要とする機会・場を開発することである。そのことによって、人材の活躍の機会・場があれば、それらを管理・運営する組織・体制が必要になる。

それ故、活躍する学習者側の立場として、自己の学習成果を社会還元するために自己申告制度があっても良いであろう。自己の学習歴（学習の記録）を申告し、その申告に基づき地域組織の評価委員会が検討して活躍の場を調整することである。また、地方自治体がその地域社会に通用するサービス可能な分野に基づき自治体だけがだしている認定証や免許証が求められる。

注

- (1) ・生涯学習指導者養成研究会「生涯学習社会における指導者確保の展望－学習成果の評価に関する一考察」平成2年6月
・岡本包治編「学習ニーズに応える資格」現代生涯学習全集12 平成5年
・「生涯学習の評価」社会教育第46巻6月号 全日本社会教育連合会
- (2) 辻功「資格制度研究序説－資格と教育の関係を中心として－」東京教育大学教育学部紀要 昭和51年3月
- (3) 辻功「資格制度の研究」昭和51年6月 資格研究会研究レポートを参考
- (4) 財団法人日本レクリエーション協会「余暇生活開発士・余暇生活相談員養成受講案内」
- (5) 市川昭午編「教育の効果」6頁 東信堂 1987・5より作成
- (6) 財団法人健康・生きがい開発財団「健康生きがいづくりアドバイザー養成研修会のご案内」
- (7) 財団法人社会通信教育協会「(財)社会通信教育協会認定資格生涯学習インストラクターご案内」, 財団法人実務教育研究所「生涯学習指導者養成講座受講案内書」
- (8) 文部省体育局生涯スポーツ課「平成四年度生涯スポーツ振興会議資料」
- (9) 荒川区福祉公社関係資料
- (10) 文部省生涯学習局生涯学習振興課「県民カレッジにおける学習成果の評価について」平成六年四月
- (11) 川崎市生涯学習振興事業団「月刊ステージ・アップ」5月号 (stage up) 通巻NO.28